

## 伊那市介護従事者資格取得支援補助金交付要綱

令和7年12月2日

告示第316号

### (趣旨)

第1条 この告示は、介護の担い手となる人材の育成及び質の高い介護サービスを提供するために、介護業務に必要な資格を取得又は研修を修了した市内の介護事業所に勤務する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに關し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス及び法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。
- (2) 介護事業所 介護サービスを行う事業所をいう
- (3) 介護従事者 介護事業所に勤務し介護サービスを行う者をいう。
- (4) 居宅介護支援事業所 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業及び第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う事業所をいう。
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所 法第8条第19項に規定する小規模多機能居宅介護を行う事業所をいう。
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 法第8条第23項第1号に規定するサービスを行う事業所をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、居住の実態がある者
  - (2) 市内に所在する介護事業所（介護支援専門員にあっては、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に限る。）に雇用（雇用期間の定めのない雇用契約に限る。）されている介護従事者
  - (3) 資格の取得又は必要な研修を修了後1年以上の勤務が見込まれると勤務する介護事業所が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
  - (2) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納している者

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者  
(補助対象費用等)

第4条 補助金の交付の対象となる資格及び研修、費用並びに補助額は、次の表のとおりとする。

資格及び研修	補助対象費用	補助額
介護職員初任者研修	研修受講料	1資格につき補助対象経費の2分の1以内
介護福祉士	国家試験受験手数料、資格登録手数料及び実務者研修受講料	(上限5万円)。
介護支援専門員 (居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務している者に限る。)	受講試験受験手数料及び実務研修受講料	

- 2 補助対象費用は前項の表で定める費用のうち、当該資格の取得又は必要な研修を修了する日から起算して2年前までに要した費用（他の補助金を受けた費用は除く。）の合計額とする。
- 3 第1項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊那市介護従事者資格取得支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 伊那市介護従事者資格取得支援補助金就業証明書（様式第2号）
- (2) 資格取得又は研修修了を証する書類の写し
- (3) 補助対象費用の支払いを証明する書類の写し
- (4) 他の補助金を受けたことを証する書類（他の補助金を受けた者のみ）
- (5) 前各号に掲げるものの他、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、第4条第1項に規定する資格を取得した日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、交付の可否を決定し、伊那市介護従事者資格取得支援補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付（概算払）請求書（規則様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、これを審査し、速やかに補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為によって補助金の交付を受けたと認められるとき。
- (2) その他市長が返還させることが適當と認めたとき。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年12月2日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

伊那市介護従事者資格取得支援補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 伊那市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

伊那市介護従事者資格取得支援補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 取得した資格等（補助金を申請する内容）

○印	資格名・研修名（対象となる経費）
	介護職員初任者研修（研修受講料）
	介護福祉士（国家試験受験手数料、資格登録手数料、実務者研修受講料）
	介護支援専門員（受講試験受験手数料、実務研修受講料） ※居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に勤務している者に限る。

2 補助金申請内容

介護職員 初任者研修	研修期間	年　月　日～ 年　月　日	研修修了 年月日	年　月　日
	補助対象経費	円	補助金 申請額	円
介護福祉士 介護支援 専門員	合格年度	年度	登録年月日	年　月　日
	研修期間	年　月　日～ 年　月　日	研修修了 年月日	年　月　日
	補助対象経費	円	補助金 申請額	円

※補助金申請額は、補助対象費用の2分の1の額（100円未満切捨）、上限は5万円とする。

### 3 勤務している事業所及び職種

事業所	
勤務地	伊那市
事業種別	
就職年月日	年      月      日
就業している職種	

※介護支援専門員は、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に限る。

### 4 同意及び誓約事項（□に✓を記入してください。）

- (1) 申請にあたり、私が伊那市に納付すべき市税及び分担金、使用料その他の歳入の納付状況を確認すること。
- (2) 申請書に記載した事項の他、補助金の交付決定に必要な事項について関係機関に確認すること。
- (3) 就業状況について、上記3の事業所に照会等を行うこと。
- (4) 補助金の交付を受けた後に補助金の返還を求められた場合は速やかに返還すること。

上記(1)から(3)までに同意し、(4)を誓約します。

申請者氏名（自署） \_\_\_\_\_

### 5 添付書類

- (1) 伊那市介護従事者資格取得支援補助金就業証明書（様式第2号）
- (2) 資格取得又は研修修了を証する書類の写し
- (3) 補助対象費用の支払いを証明する書類の写し
- (4) 他の補助金を受けたことを証する書類（他の補助金を受けた者のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

伊那市介護従事者資格取得支援補助金就業証明書

年　　月　　日

（宛先）伊那市長

（勤務先）所在 地

法 人 名

代表者職氏名

印

次の者について、当社（介護保険施設・事業所）において、期間の定めのない雇用契約により勤務していることを証明します。

被雇用者	住 所	
	氏 名	
就業先施設 又は事業所	所在地	伊那市
	名 称	
就業期間		年 月 日 ～ 現在

様式第3号（第6条関係）

款	項	目	節

第 号  
年 月 日

様

伊那市長 印

伊那市介護従事者資格取得支援補助金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊那市介護従事者資格取得支援補助金について、次のとおり決定及び確定しましたので通知します。

1 交付の可否 交付する • 交付しない

2 交付決定（確定）額 金 円

3 交付しない理由